

議案第1号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月15日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、共同住宅に係る新たな申請区分の追加及び審査手続の合理化が行われることに伴い、関連する手数料を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(33)まで（略）	（略）	（略）
(34) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>であって、<u>事前に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)</u>による技術的審査を受けた証明がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア)及び(イ)（略）</p> <p>ウ <u>省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>であって、<u>事前に登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けたもの</u>にあつては、<u>次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p>

		<p>(ア) <u>一戸建ての住宅 1件の申請につき18,000円</u></p> <p>(イ) <u>一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあっては, 当該2以上の申請)につき, 当該住宅の総戸数が5戸以内のときは59,000円, 5戸を超え10戸以内のときは93,000円, 10戸を超え30戸以内のときは178,000円, 30戸を超え50戸以内のときは301,000円, 50戸を超え100戸以内のときは468,000円, 100戸を超え200戸以内のときは847,000円, 200戸を超え300戸以内のときは1,160,000円, 300戸を超えるとときは1,403,000円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し, 又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であって, <u>事前に登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた証明がなされたもの</u>にあっては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額(ア)及び(イ) (略)</p> <p>カ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては, アからオまでに規定する額に, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額(ア)及び(イ) (略)</p>
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条	長期優良住宅建築等計画変更認	ア 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあって

<p>第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>定申請手数料</p>	<p>は、前号アからオまでに規定する額に2分の1を乗じて得た額 イ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、アに規定する額に、前号カ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p>
<p>(36)から(95)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(96) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施してい</p>

		るものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)から(エ)まで (略)イ及びウ (略)
(97)から(129)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(33)まで (略)	(略)	(略)
(34) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア (略) イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつて、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額(ア)及び(イ) (略) ウ (略)

		<p>エ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）であつて、<u>確認書又はその写しの添付</u>がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額(ア)及び(イ)（略）</p> <p>オ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アからエまでに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額(ア)及び(イ)（略）</p>
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、前号アからエまでに規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アに規定する額に、前号オ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p>
(36)から(95)まで（略）	（略）	（略）
(96) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。</u>)で</p>

		<p>あつて建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
(97)から(129)まで (略)	(略)	(略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の別表第1第34号及び第35号に規定する長期優良住宅建築等計画の認定等の申請（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び改正法第3条の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき事前に同法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による技術的審査を受けた証明がなされ、又は事前に登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けて申請するものに限る。）に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。